

第 1072 回教育委員会 会議録

令和元年 7 月 18 日

14:00～15:05

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1072 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 2 年度使用教科用図書について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

令和 2 年度に県立学校で使用します教科書について、8 月の定例教育委員会で付議し、教育委員の皆様にご採択していただくこととなりますが、現在、選定理由及び需要数確認の作業を進めているところであります。本日は、教科書採択の概要について、御説明させていただきます。

報告 1-1 を御覧ください。教科書が使用されるまでの基本的な流れであります。まず、「1 基本的な流れ」につきましては、教科書発行者において編集された教科書が検定及び採択等を経て、児童生徒に使用されるまでの経緯を示しております。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告され、需要数の集計結果に基づき、各教科書の業者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示します。この指示を承諾した発行者が教科書を製造し、それを供給業者から各学校に供給し、児童生徒の手に渡って使用されるという流れになります。

続きまして、「2 教科書の採択」を御覧ください。(1)に記載してありますとおり使用される教科書採択の権限は、公立学校につきましては所管の教育委員会、国立・私立学校につきましては、校長となります。

「(2) 県立学校の令和 2 年度使用教科書採択に関する基本方針」がありますが、県立学校の教科書の採択方法については、法令上、具体的な定めはございません。そこで本県では、県立学校の評価用図書は、校

長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて、選択したもののなかから県教育委員会が審査し、採択するという基本方針を平成9年4月の教育委員会で定め、県立学校に通知しているところであります。

<菅間教育長>

説明の途中ですが、ただいま追加で1名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。それでは続けてください。

<高校教育課長>

それでは、報告1-2を御覧ください。「令和2年度使用県立学校教科書採択までの流れ」になります。1と2にあるとおり学校では教科書の調査研究を行うとともに、教科書選定委員会というものを各学校で設置して、選定作業を進めて参りました。県立高等学校につきましては、平成30年度検定で合格した図書というものがなかったために、平成29年度検定合格の図書の中から採択を行うということになります。

報告1-4を御覧ください。参考資料Aということで記載しておりますが、こちらは高等学校用の教科書目録というものの抜粋でございます。各教科書の各教科ごとに発行されている教科書が全て記載されておりまして、ページ数でいうと70から80ページあるものでございます。

さらに、次のページになりますが、こちらにつきましては、各教科書発行者が文部科学省に提出した編集趣意書というものでございます。こちらには各教科書の編集の趣旨及び基本方針が整理されております。本日は、国語総合と生物基礎の資料を参考までに添付させていただきましたので、御覧ください。教科書の概要が把握できる内容となっております。各学校では、このような目録及び編集趣意書に記載されている図書の中から各学校で教育目標及び生徒の実態に合わせて最適なものを教科書として選定するというようになっております。

さらに続けまして、報告1-7の参考資料Bを御覧ください。こちらは中学校の目録及び編集趣意書の一部となっております。県立中学校はこちらから選ぶということになります。また、特別支援学校におきましては、報告1-10から「一般図書一覧」というものがございます。こちらに記載されている教科書についても対象としまして、調査研究と選定作業を行っているところでございます。

報告資料1-2を御覧ください。「3教科書審査会の実施」というところから御覧ください。教科書審査会といたしまして、県立高校で使用する教科書の審査を現在、県教育委員会で実施しているところであります。県立中学校につきましては、8月に教科書審査を行う予定です。教科書審査というのは各学校で使うカリキュラムに合わせて正しく教科書が選定されているかを確認する作業となります。中学校に関しましては、4年に1度の教科書検定が行われ、4年連続して同じ教科書を使用することとなっております。高校は毎年なのですが、中学校は4年に1回となっております。今年度は新たに採択を行う年になっておりますので、東桜学館中学校は新たに採択をするということになります。なお、道徳の教科書につきましては、昨年度採択を行いましたので、今年度は

道徳を除く教科書の採択となります。

次に、「4教科書採択について教育委員への報告」となりますが、こちらがこの会議になります。

そして、今後の流れですが、「5教育委員会付議資料作成作業」ということで、各校から提出されました教科書の選定一覧表及び選定理由書を整理いたします。

その後、「6教育委員による教科書研究」でございます。8月の定例教育委員会の冒頭で、30分ほど時間をいただきまして、各校の選定状況一覧、教科書選定の観点及び教科書選定理由を、すべてを揃えることは難しいとは思いますが、できるだけ御覧いただき、選定にあたっていただければと思います。

それを受けまして、「7教育委員会に教科書の採択について付議」という流れになります。

そしてその後、「8教科書需要数集計作業」を進めて、9月16日までに文部科学大臣に需要数の報告を行うということになります。なお、高等学校の教科書につきましては、無償給与の対象となりませんので、すべて購入するということとなりますことも申し添えます。

それでは、続きまして特別支援教育課長より特別支援学校の教科書について、説明させていただきます。

<特別支援教育課長>

県立特別支援学校で使用する教科書の採択までの流れについては、高校教育課長より説明があったとおり、ほぼ同じでございます。私からは、県立特別支援学校で使用する教科書の種類について、御説明いたします。

報告1-3を御覧ください。特別支援学校で使用する教科書は、3種類あるということでございます。「1文部科学省検定済教科書」は、通常の小中学校及び高等学校で使用するものであります。準ずる教育ということで、ゆきわり養護学校、山形聾学校及び酒田特別支援学校などの学校で使用するものとなります。

「2文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する教科書となります。「(1)特別支援学校視覚障害者用(点字版)」は、1の文部科学省検定済教科書を点訳したものであります。こちらに小学校3年生の理科の点字版を用意しました。中身は私もわかりませんが、点字等もあり、触るとわかるようになっているというものであります。これは蝶々のさなぎが描いてあるというところであり、触って学んでいくということになります。

「(2)特別支援学校聴覚障害者用」は、障害による聴こえにくさに配慮し、発音や言葉の使い方などを指導する場合に使用するものです。こちらは聾学校で使用している言語版の教科書であります。中を見ますと、このように舌の状況を理解して、これで言葉を覚えていく、発音を覚えていくというような中身があります。

「(3)知的障害者用」は、俗に星印本と呼ばれているものです。こちらは一つ星本で、小学部の特に低学年が使用するものとなっております。

す。一つ星本から四つ星本まであります。星の数が増えるほど、内容が高度になります。ほとんど低学年については、文字がなく、絵が描いてあるというものになります。

最後に、「3 一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)」のうち、「(1) 絵本等の図書」についてであります。児童生徒の障害の状態に応じて、検定済教科書や著作教科書では指導できない場合に使用することができます。資料として、先ほど高校教育課長からありましたが、報告1-10「一般図書一覧」を御覧ください。この中には、322点の一般図書、絵本の中身があります。これまで調査研究をして、この322点を教科書として、適切であるとしたものです。この中に「はらぺこあおむし」という一般図書の絵本があります。報告1-10の3ページを御覧いただきますと、真ん中あたりに偕成社、エリックカールの絵本、「はらぺこあおむし」とあり、その右に1,000円とあります。このようにこの本は一般に販売されている教科書であります。このようなものが使うことができるということです。

報告1-3を御覧ください。「(2) 点字版教科書」は「地図」、そして文部科学省著作教科書として点字版教科書が発行されていない教科書の点字版教科書が該当します。ここに「地図」を用意いたしました。これを触って日本の様子などを学んでいくことになります。

「(3) 拡大教科書」は弱視の生徒が使用する教科書となります。検定済教科書を拡大、レイアウトを変えたりして、見やすくしたものであります。ここに6年生が使用する教科書を用意いたしました。文字の大きさは26ポイントと大変大きくなっております。ただ、教科書を拡大しただけではなく、レイアウト等を考えて作られているものであります。この本の9冊分が検定本の1冊となります。特別支援学校の小学部、中学部を含め、義務教育学校については、先ほど説明があったとおり、8月31日まで採択することとされているため、県立特別支援学校の来年度の使用教科書については、8月の定例教育委員会に付議をさせていただき、それまで手続を進めているところであり、その際には、県立特別支援学校が選定したすべての学部のすべての教科書の一覧と各学部の各学校のすべての観点、教科書の選定理由を記載した教科書選定理由書を御覧いただく予定でございます。以上で報告終わります。

<菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> 現在選定中で、次回の教育委員会で選定していただくということにより、よろしくお願いいたします。

<菅間教育長> なければ、続いて(2)「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」の策定について、高校教育課長及び義務教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 報告2-2を御覧ください。「山形県における文化部活動の在り方に

関する方針「高等学校・特別支援学校高等部編」を御説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。「はじめに」というところがございます。「はじめに」の3段落目の「このような状況下において」というところになりますが、本方針は平成30年12月に文化庁が策定しました「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、かつ、本県教育委員会が昨年12月に策定しました「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」の二つを踏まえております。また、策定にあたりましては、教育庁内で事務局会議や検討部会を開催し、さらに外部有識者で構成される策定委員会において御意見をいただいたところがございます。これからの説明では、特に既に出されております「運動部活動との方針」の違いを中心に御説明させていただきます。

次に2ページ目を御覧ください。山形県における本方針策定の趣旨が記載されております。一つ目の丸の5行目にありますが、文化部活動が地域、学校、分野及び活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしております。

次に3ページを御覧ください。「1 適切な運営のための体制整備」という項目であります。その中の「(2) 指導・運営に係る体制の構築」というところの中で、次のページのウを御覧ください。「専門的指導力を有する地域のスポーツ人材の発掘として登録を行う」という目的で「リーダーバンクやまがた」という組織が既に整備されているのですが、このことが運動部活動の方針では記載されております。ただ、文化部活動では、このような既に整備されている組織はございませんが、文化部活動方針の中では、芸術文化関係団体と連携して、専門的指導力を有する地域の人材に関する情報提供を行えるよう仕組みづくりを検討するということで、今後の方向性として記載いたしました。

次に5ページを御覧ください。「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み」という項がございます。この中の「(1) 適切な指導の実施」についてですが、次の6ページを御覧ください。一番上のイという項目になります。この4行目のところに「生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、分野の特性等を踏まえた適切な指導を行う」ということで、文化部の指導に関する項目を記載しました。

6ページの「3 適切な文化部活動の運営」という項目になりますが、こちらについては、7ページを御覧ください。一番上のアの項目で①から③からありますが、真ん中の②を御覧ください。「1日の活動時間」というところですが、その下に点が2つございますが、一つ目です。運動部と同様に平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度というのは運動部活動と同様ですが、運動部活動ではここに「できるだけ短時間に」という記載があるのですが、文化部活動では「できるだけ短時間に」という活動を行うことはなじまないという分野もあるという御意見をいただいたことから、2行目になりますが、「分野の特性等を踏まえ、適正に活動を行う」という記載にいたしました。

次に二つ目の点ですが、一つ目に申しあげました活動時間を適用しなくても良い活動ということで、2行目の後半になりますが、「地域からの要請により参加する地域の行事・催し物」を入れております。これは運動部活動にはない記載になります。これは文化部活動というものは、地域からの要請によって、行事や催し物に参加するという機会が非常に多いということから、こちらに記載したものになります。

次に8ページを御覧ください。エの二つ目の点になりますが、こちらには運動部活動と同様に*1と*2がございます。*1が特別強化期間という文言です。そして、*2というのが強化指定部という文言ですが、こちらは運動部活動と合わせて、学校の特色を活かすために明記したものです。

次に、「4 文化部活動における事故防止について」という項目ですが、こちらにも事故防止について運動部には特に記載はないのですが、文化部は活動内容が非常に多岐にわたっています。屋内で活動するものから、屋外で激しい運動を伴うものまで非常に幅が広いということで、事故防止について明記したものであります。

10ページを御覧ください。「5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」という項目になりますが、この項目の中では、11ページの「(2) 地域との連携等」のアを御覧ください。運動部活動の方針では、地域のスポーツ団体との連携を進めるという記載がありますが、文化部活動の方針では2行目の一番最後のところからになりますが、「地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携」ということで、国のガイドラインに合わせて文化部活動の特色を踏まえた記述にしてあります。

最後になりますが、12ページの「6 学校単位で参加する大会等の見直し」という部分になります。二つ目のイの2行目です。先ほどの話にも関連しますが、参加する大会等の見直しの対象といたしまして、地域からの要請を受けて参加する行事や催し物を加えております。文化部の特色を踏まえた記載で、こちらは運動部にはない記載内容になっております。

続きまして、中学校の部を義務教育課長より説明いたします。

<義務教育課長>

私からは今説明のありました高等学校とは異なる中学校の実態を踏まえた部分について、御説明させていただきます。

報告2-1の中学校・特別支援学校中学部編を御覧ください。はじめに2ページ目を御覧ください。2ページの白丸の上から2行目になりますが、義務教育である中学校、括弧書きとして義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含むといったところが高等学校のものとは変わっているところでございます。

次に6ページを御覧ください。「3 適切な文化部活動の運営」のところではありますが、運動部活動の方針に準じまして、以下の点を挿入しております。一つ目は始業前の練習については禁止、二つ目に保護者会主

催の練習会は保護者が単独で練習会を主催することがないよう保護者の理解と協力を得る、そして部活動と同様の「地域芸術文化関係団体」の活動は、部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とするというところを挿入しております。

また、ただいま御説明しました表を踏まえまして、7ページの③になりますが、長期休業中の休養日の設定の部分も変わっております。一つ目の点の後半ですが、「できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。」という部分です。そして「④学期中の始業前練習（朝練習）」について、始業前練習については禁止とする。そして、二つ目の点ですが、「中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会、地域の行事・催し等」の前や活動場所の割当等の事業があると認める場合は、実施することができるものとするが、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮するといった部分を記述しております。

続きまして、同じ8ページの「⑤ 学校管理下外の生徒の活動について」であります、「(a) 関係団体等での活動」について、「関係団体等に所属し、活動している生徒の実態把握」、「(b) 保護者会主催の活動」について、「保護者会単独練習禁止に対する保護者への協力」、「(c) 文化部活動と同じ内容の学校管理下外の活動」について、学校管理下外の「地域芸術文化関係団体」の活動に「活動時間への配慮」を挿入しているところであります。

次に9ページのエでございます。点の二つ目になりますが、「中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会の前に特別強化期間を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位で活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える」という部分が高等学校の記述と異なる部分となります。

最後に13ページをお願いいたします。13ページの下の部分、「6学校単位で参加する大会等の見直し」についてですが、アの「山形県中学校文化連盟及び文化部活動の各種大会等の県内主催者は」の部分が、高等学校の異なる記述となります。また、イの部分の「県教育委員会、市町村教育委員会及び山形県中学校文化連盟は」の部分が高等学校と異なる記述となっております。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの「高校及び中学校の文化部活動の在り方に関する方針」について説明がありましたが、これにつきまして御質問等はございますでしょうか。

<菅間教育長>

運動部活動と文化部活動は少し異なる部分もありますが、文化庁から出されたものを基礎にしながらということで、これで足並みが揃うのではないかと考えております。

<武田委員>

高等学校の8ページの部分についてですが、休養日に関して「実態を踏まえた適正な」や「少なくとも」や「おおよそ」という表現が気になるのですが、休養日の目安の数字は特に決めないのでしょうか。

- < 高校教育課長 > 休養日に関しましては、平日 1 日以上、週休日 1 日以上ということが原則になっております。
- < 武 田 委 員 > そこは徹底していくということですね。
- < 高校教育課長 > 特別期間ということで、土日 2 日間ある大会の前などに集中して少しやりたいという時でも、週 1 日の休養日を平日に入れてくださいということで少なくとも 1 日という表現になっております。年間通じてみた場合に、平日 1 日、週休日 1 日の休みが確保できるような形で計画をしてくださいということでございます。
- < 武 田 委 員 > 個人で練習するという場合は関係ないと思いますが、先輩からの指示で練習するという場合、そのような嫌とは言えない環境の中で練習させるということは、どうでしょうか。
- < 高校教育課長 > 個人で練習するものを妨げるものではありませんが、今のお話のように、先輩から言われて行うというのは問題がありますので、これから学校に指導徹底して参りたいと思います。
- < 武 田 委 員 > 11 ページの「地域との連携等」の中で、学校と地域が協働して部活動を行う際の環境整備は、学校主体でできるものなのでしょうか。
- < 高校教育課長 > 種目にもよるのですが、地域の文化連盟の方々も学校の受け皿になろうということで、動いていただいております。そのような中で、地域の文化連盟より練習場所や指導者のことについて、協力していきたいという申出をいただいておりますので、そのつながりからとなります。
- < 菅 間 教 育 長 > 地域のスポーツクラブ等との対応でこのようなものできないかと考えております。
- < 菅 間 教 育 長 > ほかにないでしょうか。
- < 涌 井 委 員 > 中学校編についてですが、文化部活動においても、実態として保護者会主催の練習というのはあるのでしょうか。
- < 義務教育課長 > 保護者会主催と言っているのかわかりませんが、保護者会の呼びかけによって、パート練習のようなものが一部行われているということも聞いております。そのような場合では、練習に顧問が関わっていないということもあって、保護者会主催といった記載をしているところでございます。保護者会主催の練習は運動部活動ほど盛んではないということでございます。

<菅間教育長>

ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号から議第3号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

⑥閉 会

<菅間教育長>

《 議第1号から議第3号は秘密会にて審議 》

これで、第1072回教育委員会を閉会いたします。